

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
9月2日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧(商政課).....五

平成二十三年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....五

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....八

教委公告

契約の締結.....八

選管告示

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示の一部改正.....九



### 山口県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月二日

名称	所在地	廃止年月日
山口在宅クリニク	山口市赤妻町七番一三三	平成三三、五、三一
木梨クリニク	周南市三番町一丁目三	四、二七
セガミ銀座薬局	銀座二丁目三四	六、五

### 山口県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

名称	所在地	指定年月日
山口在宅クリニク	山口市赤妻町八番一八号	平成三三、六、一
あい歯科クリニク	防府市高倉二丁目五番三五号	四、

### 山口県告示第三百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
友田 功	はり・灸・マツサージ治療院優癒	宇部市末広町四番四〇一	平成三三、四、二六
野中 弘仁	天神通り整骨院	防府市上天神町二番一	六、二二
長嶺 文宣	長嶺接骨院	美祢市秋芳町秋吉三六四八	五、一一

中野 設美 周南鍼灸マッサー 周南市松保町八番二二号 " 三、二九  
シ治療院

山口県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は 称	住所又は たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人和同 会	宇部市大字西 岐波二二九の 三	常盤台デイ サービス 宇部市野中一 丁目三番二六 号	通所介 護	平成二三、 五、三二
居宅介護事業者 氏名又は 称	住所又は たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人和同 会	宇部市大字西 岐波二二九の 三	常盤台デイ サービス 宇部市野中一 丁目三番二六 号	通所介 護	平成二三、 五、三二
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
居宅介護支援事業者 名 主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業 所所在地	事業の 種類	廃止年月日	
医療法人清仁会	山口市小郡下郷 七五一の四	なぎの木在宅ケ アセンタ 山口市小郡下郷 七五一の四	通所介 護	平成二三、 七、三二
介護予防事業者 氏名又は 称	住所又は たる事務 所の所在地	介護予防事業 所所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人和同 会	宇部市大字西 岐波二二九の 三	常盤台デイ サービス 宇部市野中一 丁目三番二六 号	介護予 防	平成二三、 五、三二

山口県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は 称	住所又は たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所所在地	事業の 種類	指定年月日
アリスサポ ー株式会社	東京都渋谷区 本町一丁目八 番七号	山口市駅通り 一丁目三番一 六号	訪問介 護	平成二三、 六、一
特定非営利活 動法人徳聖会	山口市徳地島 地一一二の一	ヘルプであ い	"	"
アリスサポ ー株式会社	東京都渋谷区 本町一丁目八 番七号	アリスサポ ー ト岩国	訪問入 浴介護	"
株式会社中国 フアーマシー	広島市西区商 工センター一 丁目一番一	オリブ薬局 呼坂店	居宅療 養管理 指導	"
有限会社末永 整骨院・光	宇部市新天町 二丁目三番七 号	リハビリ特 化 型デイサー ビス 健康幸村	通所介 護	"
テシマ株式会 社	山口市阿知須 七四一八の八	デイサービ ス ま旅館	"	"
合同会社 うあーむはん ど	萩市大字山田 五三二〇の四	デイサービ ス の花	"	"
合同会社が やき	周南市大字 須々万本郷二 七八八の九	デイサービ ス やき	"	"
医療法人相川 医院	山口市鑄銭司 五九六四の一	あいあい山 口 短期入所生 活 介護	短期入 所生活 介護	"
有限会社更家	柳井市中央二 丁目七番三〇 号	ケアメディ カ ルさらや	福祉用 具貸与	"

山口県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名	所在地	指定年月日
合同会社うーむはんど	萩市大字山田五三〇の四〇	居宅介護支援事業所秋ほの花	萩市大字山田五三〇の四〇	平成二三、七、一

山口県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名	所在地	指定年月日
有限会社更家	柳井市中央二丁目七番三〇号	ケアメディカル さらや	柳井市中央二丁目一七番二四号	平成二三、六、一

山口県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日

アールサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	アールサポート 山口	山口市駅通り一丁目三番一六号	介護予防訪問	平成二三、六、一
-------------	-----------------	------------	----------------	--------	----------

株式会社中国ファーマシー	広島市西区商工センター一丁目一番一六号	オリーブ薬局 呼坂店	周南市大字呼坂一の六	介護予防居宅療養管理指導	平成二三、六、一
--------------	---------------------	------------	------------	--------------	----------

有限会社末永整骨院・光	宇部市新天町二丁目三番七号	リハビリ特化型デイサービス健幸村	宇部市新天町二丁目三番七号	介護予防通所	平成二三、七、一
-------------	---------------	------------------	---------------	--------	----------

合同会社うーむはんど	萩市大字山田五三一〇の四〇	デイサービスほの花	萩市大字山田五三一〇の四〇	介護予防通所	平成二三、四、一
------------	---------------	-----------	---------------	--------	----------

医療法人相川医院	山口市鑄銭司五九六四の一	老人保健施設 あいあい山口	山口市鑄銭司五九六四の一	介護予防短期生活	平成二三、五、一
----------	--------------	---------------	--------------	----------	----------

有限会社更家	柳井市中央二丁目七番三〇号	老人保健施設 あいあい山口	柳井市中央二丁目一七番二四号	介護予防短期生活	平成二三、四、一
--------	---------------	---------------	----------------	----------	----------

山口県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

介護予防福祉用具貸与	指定年月日
平成二三、六、一	

特定介護予防福祉用具販売事業者 特定介護予防福祉用具販売事業所 指定年月日

名 称 主たる事務所 の所在地 名 称 所 在 地



(二七二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 障害年金と後見制度を考える会

代 表 者 の 氏 名 徳原 勝人

主たる事務所の所在地 周南市毛利町一丁目三番一号

三 定款に記載された目的

障害年金や成年後見制度についての理解を深め、また啓蒙活動を通じて、地域社会に対して、高齢者や障害者の生命の保全と生活の維持に関する事業を行い、健康な街づくりに寄与すること。

(二七三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 はく

代 表 者 の 氏 名 大野みどり

主たる事務所の所在地 岩国市山手町二丁目四〇番一―号

三 定款に記載された目的

高齢者、障がい児及び障がい者並びに不登校、問題行動、引きこもり等心の悩みを抱える青少年等の地域における生活の支援を充実させるために福祉サービスに関する事業を提供するとともに、障がいの有無や世代を超えた相互理解を中心として地域の連帯を図り、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること。

(二七四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年十月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萩子どもセンター

代 表 者 の 氏 名 加藤 善隆

主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

(二七五) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第七項の規定により、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- 下関市竹崎町四丁目一の二の一部、一の二、一の三の一部、一の五の一部、一の一、一の二四、一の五〇、一の五一、一の五二、一の五三、一の五六、一の五七及び一の六〇の一部並びに東大和町二丁目一の四七

二 縦覧の期間

平成二十三年九月二日から同月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課

(二七六) 平成二十三年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十三年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

- 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
さく井	ロータリー式さく井工事
工場板金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全 電気系保全 設備診断
電気機器組立て	シーケンス制御
半導体製品製造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自動販売機調整	自動販売機調整
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て
油圧装置調整	油圧装置調整
農業機械整備	農業機械整備
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製
和裁	和服製作
強化プラスチック成形	ビニルエステル樹脂積層防食
石材施工	石材加工
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
建築大工	大工工事
かわらぶき	かわらぶき

配管	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	コンクリート圧送工事 アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	カーテンウォール施工 金属製カーテンウォール工事	自動ドア施工	自動ドア施工	ガラス工事	機械製図手書き 機械製図CAD	電気製図 配電盤・制御盤製図	金属材料試験 機械試験 組織試験	塗装 鋼橋塗装	3 三級の技能検定 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの	職種	試験科目	機械検査 機械検査 シーケンス制御	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
----	------	------	-------	------------	---	-----------------------------	--------	--------	-------	--------------------	-------------------	------------------------	------------	---	----	------	-------------------------	------------	------------

和裁	和服製作	大工事	建築配管	機械製図手書き	機械製図手書き	電子回路接続 電子回路接続	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入施工	試験科目	4 単一等級の技能検定 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの	職種	試験科目	1 特級の技能検定 (一) 試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 試験の期日 平成二十三年十二月五日(月曜日) から平成二十四年二月十九日(日曜日) までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二) 学科試験	職種	実施期日	金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 電気機器組立て 圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	平成二十四年一月二十九日(日曜日)	2 一級及び二級の技能検定
----	------	-----	------	---------	---------	------------------	-----------	-----------	------	---	----	------	---	----	------	---	-------------------	---------------

職	職種	実施期日
機械検査 ガス施工 金属材料試験	電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄	平成二十四年二月二十九日 (日曜日)
さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 石材 施工 水産練り製品製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図	油圧装置調整 農	平成二十四年二月二十九日 (日曜日)
機械保全 かわらぶき 自動ドア施工 電気製図 塗装	空気圧装置組立て 和裁 建築大工	平成二十四年二月五日 (日曜日)

3 三級の技能検定

職	職種	実施期日
機械検査	電気機器組立て 配管	平成二十四年二月二十一日 (日曜日)
冷凍空調和機器施工	機械・プラント製図	平成二十四年二月二十九日 (日曜日)
和裁	建築大工 電気製図	平成二十四年二月五日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	職種	実施期日
電子回路接続	樹脂接着剤注入施工	平成二十四年二月五日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
- (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
- (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十三年十月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書等の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）  
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- (一) 学科試験にあつては、三千円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	職種	手数料
金属熱処理 ダイカスト 自動販売機調整 製造	機械加工 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電気機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 建設機械整備 婦人子供服	一万六千五百円

2 一級及び二級の技能検定

職	職種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	一万二千円
機械検査	婦人子供服製造	一万三千七百元
さく井 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 整	空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工	七

強化プラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき  
 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウオー  
 ル施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千元
機械検査		四千六百元
電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		五千五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万二千円
機械検査		一万三千七百元
電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		一万六千五百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工		一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十三年十一月二十五日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十四年三月十三日(火曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二七七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字西高泊字台ノ田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市大字西高泊三二七一番地  
大田 篤



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年九月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する廉<sup>か</sup>の名称及び所在地  
山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇番地の一

- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
図書館ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十三年七月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 落札金額  
一億二百三十四万八千九百六十円
- 七 入札公告日  
平成二十三年五月十日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県立山口図書館長 長田 真吾
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
総合評価



**山口県選挙管理委員会告示第六十九号**

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 頭

「周南荘  
周南市五月町二一番一号」を「さつきの里  
周南市五月町二一番二号」に改める。

平成二十三年九月一日  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山